

令和2年長審第20号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和2年8月21日22時30分  
長崎県奥浦漁港戸岐地区
- 2 船舶の要目  
船種船名 漁船A  
総トン数 4.6トン  
登録長 11.80メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出力 382キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、舵輪前方に左舷側から順にレーダー、魚群探知機、GPSプロッター、右舷側壁に機関遠隔操縦装置、舵輪後方の右舷側に操縦席をそれぞれ備えたFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、いか一本釣り漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和2年8月21日19時00分奥浦漁港戸岐地区（以下「戸岐地区」という。）を発し、長崎県久賀島南部の東方沖合の漁場で操業の後、22時00分同漁場を発進して帰途に就いた。

ところで、戸岐地区の北部は、北及び西両防波堤先端付近に照明灯、道路や岸壁に沿ってそれぞれ街灯が設置されているだけで、暗夜に目視で付近の地形を確認することが困難であった。

そして、a受審人は、年間約80回出漁し、戸岐地区への出入航経験は豊富であったものの、夜間の入航経験は年に1回程度しかなく、本件当時は今年初めての夜間入航で、同地区北部の岸壁沿いに設置された街灯の明かりを見ながら陸岸寄りを航行し、戸岐地区の西防波堤先端付近に設置された照明灯の明かりを視認した後、係留場所付近に設置された街灯の明かりを頼りに入航するつもりであった。

a受審人は、久賀島南部の東方沖合を南下した後、田ノ浦瀬戸を経て長崎県福江島の戸岐浦に至り、22時27分半僅か過ぎ五島入道瀬灯標（以下「入道灯標」という。）から299度（真方位、以下同じ。）800メートルの地点で、針路を243度に定め、6.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、GPSプロッターを戸岐浦のほぼ全体が表示される範囲で作動させ、操縦席に腰を掛けて操船に当たり、22時28分半僅か過ぎ入道灯標から289度920メートルの地点に達したとき、右

舷方に見えてきた入り江の東岸に設置された街灯の明かりを係留場所付近に設置されたものと勘違いし、右舵10度を取り、右転を開始した。

右転を開始したとき、a受審人は、暗夜で、陸岸に明かりがなく、戸岐浦北岸を視認できない状況下、同岸まで250メートルとなり、その後緩やかに右転しながら戸岐浦北岸に向かう状況となったが、無難に係留場所に向かって航行しているものと思い、GPSプロッターを活用して同岸との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付くことなく続航した。

こうして、Aは、22時30分入道灯標から288度1,170メートルの地点において、船首が326度を向いたとき、原速力で、戸岐浦北岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、視界は良好で、潮候はほぼ高潮時に当たり、月齢は2.0で月没時刻は20時46分であった。

乗揚の結果、船底外板に擦過傷及び推進器翼に曲損をそれぞれ生じた。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、戸岐地区において、係留場所に向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、緩やかに右転しながら戸岐浦北岸に向かって進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、戸岐地区において、暗夜で、陸岸に明かりがなく、戸岐浦北岸を視認できない状況下、係留場所に向けて帰航する場合、同岸に向かうことのないよう、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、無難に係留場所に向かって航行しているものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、緩やか

に右転しながら戸岐浦北岸に向かう状況に気付かずに進行して乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 6 月 9 日

長崎地方海難審判所

審判官 植 松 正